

4

廃棄物の削減・リサイクルの推進

4-1 廃棄物（一般廃棄物）の削減



- ☑ どういう事業活動や部門から、どんな廃棄物を排出しているか確認していますか？
事業所からでるごみには、古紙など貴重な資源になるものが大半を占めています。



- 会議資料等の両面コピーを徹底しましょう。
- ミスコピーを減らすため、コピー機使用後は必ずリセットをしましょう。
- パソコンで入力した文書を打ち出す際には「プレビュー画面」で確認してから印刷しましょう。
- ミスコピーの裏面活用をしましょう（※ただし、情報漏洩等の注意が必要です）。
- 文具類等は最後まで大切に使いきりましょう。
- 詰め替え製品を使用しましょう。
- 商品の納入は何度も使える通い箱で行いましょう。
取引先から商品を納入してもらう際に多量の梱包材と一緒に持ち込まれていることがあります。取引先と相談して専用の通い箱での納入に変更しましょう。
- 紙コップ等の使い捨て製品の使用をやめ、マイコップを使いましょう。

取組の進め方

- 事業所から出る廃棄物の種類と排出量を把握しましょう。
- 廃棄物管理責任者や検討組織を設置し、削減するための全社的なルールづくりを行いましょう。
- 従業員に積極的に「廃棄物の削減・分別」の啓発を行い、廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。
廃棄物を効果的に減らすためには、従業員一人一人が「ごみを減らそう」という意識を持ち、行動することが大切です。



産業廃棄物の適正な処理について

産業廃棄物とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められており、工場や事業場の事業活動（物の製造、加工又は販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、木くず、がれき類等20種類あります。産業廃棄物は、「保管基準」「収集、運搬及び処分の基準」等が規定され、排出事業者はこの遵守が義務づけられています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】 徳島県県民環境部環境指導課 TEL 621-2278

4-2 リサイクルの推進



☑ 廃棄物でリサイクルできるものはありませんか？

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。



● 「燃やせるごみ」・「リサイクルできる紙類」・「缶・びん・ペットボトル」の分別を徹底しましょう。

● 紙類のリサイクルをしましょう。

事業所から排出されるごみのうち、大きな割合を占めているのが、コピー用紙や納入時に使用される段ボール等の紙ごみです。少量であっても、古紙は貴重な資源です。

● 生ごみのリサイクルをしましょう。

飲食店などでもっとも多いごみは、生ごみです。生ごみを減量・リサイクルすることにより、ごみ処理費用を減らすことができます。

食品リサイクル法 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

食品リサイクル法は、環境を守るために食品メーカーや、小売店、レストランなどができるだけ食品廃棄物を出さないように努力すること、出してしまった食品廃棄物は飼料や肥料等にリサイクルして、循環型社会を目指そうという法律です。

【問い合わせ】 中国四国農政局徳島地域センター 食品産業担当 TEL 622-6133
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/>

取組の進め方

■ 現在、廃棄物がどのように処理されているか確認し、リサイクルできるものがないかどうか再検討しましょう。

例

ごみの種類	現在の処理状況	検討する処理
紙類	燃やせるごみ	リサイクル
食品残さ	燃やせるごみ	リサイクル

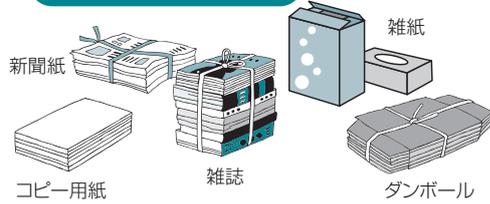
■ リサイクルを推進するため、回収ボックスを設置しましょう。



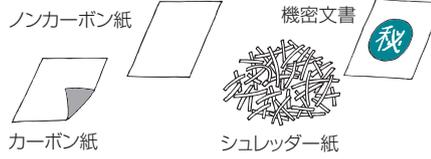
4-3 紙のリサイクル

分別する

リサイクルできる紙

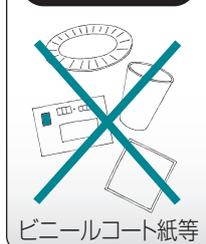


※事前に古紙業者に相談してください。



禁忌品は取り除いてください(クリップ、ファイルの金具、シール、粘着テープ 等)

リサイクルできない紙



許可業者又は古紙業者に収集を依頼

回収方法、回収日時、回収量、回収場所などを確認してください。

古紙業者に自ら搬入

燃やせるごみ

回収方法の周知徹底

回覧文書やポスターを利用し、分別方法や禁忌品について、従業員に周知をしてください。

事業系一般廃棄物の正しい処理と減量・リサイクルについては、
徳島市市民環境部市民環境政策課
(TEL621-5217) へお問い合わせください。

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/siminkankyo_seisaku/gaiyo01.html

古紙の回収

業者に回収してもらってください

しっかり分別しましょう

紙製品にはリサイクルに適さない「禁忌品」と呼ばれるものがあります。これらが古紙に混ざっていると、リサイクル工場では品質の低下や機械の故障の原因になります。

一般的な禁忌品の例

紙 類	紙類以外
<ul style="list-style-type: none"> 粘着物の付いた封筒 防水加工された紙 写真 裏カーボン紙、ノーカーボン紙 複合素材の紙(ビニールコーティングされた紙など) においの付いた紙 	<ul style="list-style-type: none"> 粘着テープ ファイルの金具 金属クリップ類 雑誌等の付録のDVD クリアファイル 布、革製のブックカバー
<ul style="list-style-type: none"> 圧着はがき 感熱性発泡紙 金、銀などが箔押しされた紙 感熱紙 捺染紙 	<ul style="list-style-type: none"> 輪ゴム 綴じ紐 フィルム類 プラスチック製品
<ul style="list-style-type: none"> 合成紙 感熱紙 捺染紙 	<ul style="list-style-type: none"> セロハン